

宗教団体の自律権と司法審査

高畑 英一郎

はじめに

- 一. 信教の自由と宗教団体の自律権
 - 二. 前提としての最高裁法理
 - 三. 宗教団体の自律権に対する最高裁本案判決
 - 四. 学説
 - 五. 近時の下級審判決の動向
 - 六. 検討
- おわりに

はじめに

宗教団体の内部的判断に対する司法権の適用の問題は、一般に裁判所の「審判権の限界」^①と理解され、主に宗教団体の内部的な法的トラブルの背景に信仰上の教義紛争がある場合に裁判所が本案判決をすることができるのかという点について論じられることが多い。^②周知のとおり判例法理は、教義紛争が核心的前提となっている事案は「法律上の争訟」に該当しないと却下判決を下すというものである。これに対して、核心的前提のいかんにかかわらず、形式的には事件・争訟性の要件を満たす限りは本案判決を行うべきであるとの批判が、最高裁の内外から提起されている。^③

これに対して本稿の関心は、本案における裁判所の具体的審査のあり様^④、すなわち信仰教義に関わらず宗教団体内部における法的トラブルを本案として扱う場合に、裁判所はどのような審理をするのかというものである。ここでいう本案での審理は、憲法三二条のいう「裁判を受ける権利」を充足しつつ、同二〇条の保障する信教の自由と宗教団体の自律権との調和を志向するものとなる。ここでは、裁判所に憲法二〇条と三二条との調整が求められることになる。信教の自由の保護の観点からの望ましい調整は宗教団体の自律権に対する「尊重」であるが、最高裁の判例法理や学説はいずれも宗教団体の自律権を「鵜呑み」にするものではなく、最低限の司法審査を及ぼすことを認めている。ただ、その審査における密度については種々のものがあり、その濃淡は宗教団体の自律権に対する裁判所の「尊重」の広狭と重なり合うところが多い。近時の下級審判決の中には、高密度の審査を行うものも少なくなく、それは宗教団体の自律権に対する「尊重」という憲法要請に適うのかという問題を提起するものとなる。本稿は、こうし

た憲法上の「尊重」から、とくに下級審判決の動向を検討しようとするものである。

一・信教の自由と宗教団体の自律権

宗教活動は個人で行う以上に集団で行うことが多く、信仰を共有する者らがその信じる行いを共に実践することで追求されるという性質を帯びるものである。このような集団的に行われる宗教活動の傾向に着目するなら、信教の自由は個人のみならず集団にも認められるのは当然といえる。古来から個人に完結した宗教活動は存在するものの、統治者の注意を引いたのは集団的な宗教活動であり、時に弾圧の対象となった。そのため、歴史的文脈で信教の自由を考える場合、それは個人の自由にとどまるものではなく、集団の自由を包含するものと理解せざるを得ない。⁽⁵⁾

信教の自由が集団的な宗教活動の自由を内包するのならば、その自由を継続的に実践するために集団を組織化すること、すなわち団体を結成し維持していく自由も保障されなければならない。いわゆる宗教団体結成の自由の保障である。⁽⁶⁾ 宗教団体結成の自由には、(結社の自由と同じく) 結成解散の自由、加入脱退の自由のほかに、結社存続のために内部事項に関する決定権が認められている。宗教団体におけるこの内部事項決定権は、具体的には、どのような内容の信仰を教義とするのか、誰を宗教的な指導者とするのか、団体の運営形態はどのようなものにするのか、といったことに及ぶ。そして、これらの問題について宗教団体は自由に決定することができるということは、政府がその決定に関与・介入し、否定することがあつてはならないことを意味する。内部事項決定権を宗教団体の自律権と呼ぶ理由はそこにある。特に宗教指導者の選任と信者の破門といった人事に関わる問題は、信仰内容の決定とともに自律権

の核心部分であるといえよう。それは、当該宗教団体の信仰する教義の一貫性や完結性を保持するために、その信仰の指導者や指導部に強く認められるのである。^⑦

この点につき最高裁は、本門寺事件判決において「宗教法人は宗教活動を目的とする団体であり、宗教活動は憲法上国の干渉からの自由を保障されているものであるから、かかる団体の内部関係に関する事項については原則として当該団体の自治権を尊重すべく、本来その自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項のごときものについては、国の機関である裁判所がこれに立ち入って実体的な審理、判断を施すべきものではない^⑧」と説示した。宗教上の教義に関する決定など宗教団体の内部事項には信教の自由に基づく自治が認められるのであり、その自治を国家機関は「尊重する」必要があるから、裁判所はそこに立ち入って実体的な審理すべきではないとの当該説示は、本稿の示す問題を考える上で重要である。

宗教団体が内部問題を自由に決定できることと、その決定に対する政府の介入を排除できることは、宗教団体の自律権の二つの側面といえることができる。政府介入の排除権は、行政による介入を排除する規定（宗教法人法八五条など）のみならず、信仰問題と接点をもつ宗教団体内部の法的紛争に対する司法権（裁判所の審判権）行使の問題としても顕在化するものである。

ところで宗教団体の多くはこんにち法人格を取得している。法人化は一般に財産管理や取引の安定に資するところ、宗教団体の法人化はとくに宗教活動に必要な財産の管理を個人ではなく団体（法人）の決定に付する意義があり、財産面での懸念なく宗教活動を実践するのに役立つ面。しかし法人の設立や運営などは法律に基づくため、そこに裁判所の審判を認めることになる（それは憲法三二条の保障する「裁判を受ける権利^⑨」とも関係する）。宗教法人法一八条一項

は、代表役員一名を含む三名の責任役員を宗教法人は置く^⑨と定める。そして、代表役員及び責任役員は宗教上の権限を含まないとして（同法六条）、その地位が世俗的なものであることを規定する。宗教団体が法人化することは、メリットがある一方で、宗教法人法の規定する範囲で裁判所の管轄下に置かれることを意味する。法人化された宗教団体の財産管理権をもつ者、すなわち、代表役員の地位は住職など宗教上の地位にある者が「充て職」として就任することが多く、その者に対する人事的決定は宗教法人法の下での世俗的な決定なのか、あるいは実質的には宗教的な決定なのか判然としない場合が少なくなく、争いが生じている。また、代表役員の地位が当該宗教法人の土地建物等の占有権原となっていることも多く、役員を解任された者の土地建物の明渡しを巡って紛争の原因となっている。これが純粹に世俗的な地位であれば司法権が及ぶことになるが、核心的前提が宗教紛争である場合には異なる判断が示されているのである。

二・前提としての最高裁法理

こうした紛争に関する最高裁の判決を、三つに分類することができよう。^⑩

第一型は、宗教上の地位の存否それ自体を訴訟物とする訴訟は法律上の争訟に当たらず、司法権は及ばないとするものである。^⑪ 最高裁は銀閣寺事件判決において「住職たる地位は、元来、儀式の執行、教義の宣布等宗教的な活動における主宰者たる地位であつて、…寺の管理機関としての法律上の地位ではないというのであるから、…権利関係の確認を訴求する趣旨であれば格別、右代表役員および責任役員としての法律上の地位の確認請求をすると共に、これ

とは別個にその前提条件としての住職たる地位の確認を求めるといふのは、単に宗教上の地位の確認を求めるとは異なるものであつて、法律上の権利関係の確認を求めるとはいえず、したがつて、このような訴は、その利益を欠くものとして却下を免れない¹²と説示して、宗教上の地位の確認に対する審判権を否定する法理を提示した。この法理は種徳寺事件判決¹³において確認され、確立したものとなつてゐる。さらに教覚寺事件判決¹⁴において最高裁は、宗教団体の規律違反を理由に下された懲戒処分が被処分者の宗教活動を制限し、あるいは当該宗教団体内部における宗教上の地位に関する不利益を与えるといったように、その処分の効力が宗教団体内部にとどまる場合、当該処分の効力に関する紛争は具体的な権利又は法律関係に関する紛争といふことはできず法律上の争訟には当たらないと説示した。この判決は、懲戒処分の効果が被処分者に「経済的及び市民的生活に関する不利益を」与えるものであつても、処分の効力が外部に及ばない限り、法律上の争訟性を否定した。

第二型では、裁判所は、具体的な権利義務関係ないし法律関係についての請求の当否の判断の前提問題として、特定の人につき宗教上の地位の存否を判断する必要がある場合には、その地位の存否（選任ないし罷免の適否）について司法権を有するとされる¹⁵。この立場をとるものに、前掲種徳寺事件判決¹⁶、本門寺事件判決¹⁷、宝光坊事件判決¹⁸、正福寺事件判決¹⁹および法布院事件判決²⁰がある。さらに、宗教法人の自治規範の内容を検討することにより同法人内の信者の地位を確定する判断枠組みの下、檀徒の地位を具体的な権利義務ないし法律関係を含む法律上の地位と認めた満徳寺事件判決²¹がある。

第三型は、具体的な権利義務関係ないしは法律関係の存否を訴訟物とする訴訟ではあるが、前提問題として本来宗教団体がその自治によつて決定すべき宗教上の教義、信仰ないし宗教活動に関する事項について争いがあり、請求の

当否を決することについてその判断を避けることができず、形の上では法律上の紛争であっても、実質上は宗教上の教義の争いである場合は、法令の適用をもって裁判することができないから、裁判所の不干渉、中立性を示す意味で訴えを却下するというものである。⁽²²⁾これは板まんだら事件判決⁽²³⁾において提示された法理であり、その後蓮華寺事件判決⁽²⁴⁾は多くの判決で踏襲されている。⁽²⁵⁾

三・宗教団体の自律権に対する最高裁本案判決

(一) この「審判権の限界」という問題においては、最高裁の示した第三型の判例法理に対する批判を中心に論じられることが多い。これに対して、本稿は第二型の判例法理における最高裁の具体的判断に焦点を当てる。憲法は宗教団体に高度の自律権を認めているのであり、それは少なくとも（教義解釈に関わるか否かを問わず）内部事項に対する判断を国家が「尊重する」ことで示されよう。そこで、教義解釈に関わらない問題として最高裁が実際に宗教団体の判断に対して行った審査の手法は「尊重」に相当するものであるのかを検討する。⁽²⁶⁾

最高裁は、寺院が解任した前任職に対してその占有する建物の明渡しを求めた前掲種徳寺事件判決⁽²⁷⁾において、寺院の不動産引渡等請求の当否を判断する前提問題として住職の地位の存否を判断する必要がある場合には、その存否判断の内容が宗教上の教義の解釈にわたるものでない限り、その選任ないし罷免の適否について裁判所が司法権を行使することができるかと判決した。そして、認定した事実関係から下された宗教団体の罷免処分には手続的実体的な瑕疵がないのでその有効性を認めた原審の判断を支持した。

また第二型に直ちに当てはまるわけではないが、⁽²⁸⁾同旨の結論に達するものとして前掲本門寺事件判決がある。自らが代表役員であることの確認を宗教法人に対して求める本件において、最高裁は、宗教法人の代表役員等の地位を確認する訴は法律上の争訟に該当すると説示した上で、宗教法人の宗教活動上の自由ないし自治に対する介入にわたらない限り、特定の者が宗教法人の代表役員等であるかどうかを審理判断する前提として、その者が住職という寺院規則に定める宗教活動上の地位を有する者であるかどうかを審理判断することができると説示した。そして、本件の争点が選任手続に即して住職の地位を取得したのかである点に鑑み、選任手続上の準則に従って選任されたのかを審査する手法を採用し、寺院規則上住職選任に関する規定を欠く場合には条理に即して判断するとして檀信徒の総意をもって住職を選任したことは条理に適合すると判断した原審の判決を支持した。

前掲蓮華寺事件判決⁽³⁰⁾は、傍論ながら、宗教法人の代表役員等の地位の存否を審理する前提として、その者の宗教団体系上の地位の存否を判断する際、教義信仰に関わらない場合には、その地位の選任、剥奪に関する手続上の準則のみを審理判断すると説示する。

さらに法布院事件判決⁽³¹⁾では、包括宗教団体との被包括関係の廃止を目的とした規則変更のために被包括の宗教法人の代表役員が包括宗教団体の承認なく責任役員を解任して新役員を選定し、その後の責任役員会で包括宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則変更を議決したことに対して、包括宗教団体が当該代表役員を懲罰処分にしたことにつき、最高裁は、被包括関係解消における包括宗教団体による不利益取扱いを禁止する宗教法人法七八条一項および二項の適用を退け、被包括の宗教法人の規則が責任役員の解任に際して包括宗教団体の承認を求めている場合、包括宗教団体側に宗教的自律権に基づく被包括の宗教法人の責任役員を選任する権限があり、その権限行使は結果として被

包括関係の廃止を困難にする事態を招くことになっても違法ではないと判決した。被包括の宗教法人の規則に包括宗教団体による統括規定があることを前提に、最高裁は「包括宗教団体の代表者がその権限を行使するに当たり、いかなる信仰上の考え等を有する者をもって被包括宗教法人の責任役員にふさわしいものとするかは、当該規則等に特別の定めがあるときなどを除き、包括宗教団体の自治的な決定にゆだねられている」と説示して、宗教団体の宗教的自律権は当該団体の人事権のみならず、統括対象である被包括の宗教法人の役員人事にまで及ぶことを示した。またこの判決で最高裁は、宗教法人法七八条一項および二項の適用を巡る法律関係の前提問題として、包括宗教団体の被包括の宗教法人の責任役員の選任権を検討し、信仰の共有など教義の理解に関する問題についての包括宗教団体の判断を肯定して、その手続面における適正さを審査した。

(二) 第三型の判例法理に反対する最高裁の少数意見の中には、本案判決を下すために宗教団体の自律的判断を一定の条件の下で尊重しようとする見解がある。

日蓮正宗小田原教会事件判決⁽³²⁾味村治裁判官反対意見は、共産党袴田事件判決⁽³³⁾を引用しつつ「宗教団体を結成する自由及び国の干渉からの宗教活動の自由は憲法により保障されているから、裁判所は、宗教団体の自治を尊重すべきであり、宗教団体のした懲戒処分⁽³⁴⁾の当否は、当該宗教団体が自治的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特別の事情のない限り、右規範に照らして決すべきである」と述べて、宗教団体の処分判断に対する濫用審査を可とする見解を示す。

他方、同判決三好達裁判官反対意見は、「裁判所が処分理由の存否について日蓮正宗の自律的な確認、決定を尊重し、それが存在するものとしなければならない以上、それを理由にされた処分が懲戒権の濫用に当たるかどうかを審

理、判断することもまた、教義ないし信仰の内容にわたるものとして、許されないとすべきであるが、手続についての右準則の履践の有無については、裁判所は審理、判断すべきものである」と述べ、裁判所の審判権はあくまで手続面の審査にとどめるべきとする。同じ見解に立つものとして、仏世寺事件判決³⁵元原利文裁判官反対意見がある³⁶。

(三) このように、最高裁は少数意見で示された見解を含め、宗教団体の内部事項に関する判断に対してはその判断を全面的に「尊重する」判決を下しているわけではなく、法布院事件判決の調査官解説が整理するように「手続上の準則に従って」³⁷下されたのかという点に限って審査してきたといえよう。認定事実や手続上の準則からの合理的な推論に基づく判断を下すことで、最高裁は「裁判を受ける権利」の実現において公平かつ中立な裁判の実施を基軸にしているのであって、その限りで宗教団体に対する自律権の「尊重」は後退していると評価することはできるだろう。宗教団体の判断に対して全面的な「敬讓」³⁸を示しているわけではないのである。

四・学説

裁判所の審判権が及ぶ場合に、どのような審査手法を採用すべきかにつき、民事訴訟法学の議論の蓄積がある。ここではその主要な議論を紹介する。

(一) 宗教団体の自律権に対する裁判所の尊重を広くもとめるのが松浦説である³⁹。この説は、宗教団体の宗教的人事権は宗教団体の信教の自由と不可分であることを前提に、憲法二〇条や宗教法人法の規定から宗教団体は国家の干渉を受けることなく人事権その他内部の組織上の問題を決定する自律権が保障されているとする。この自律権は国家か

らの独立（独立的自律権）と国家から認められる自治の二側面あり、宗教団体の人事権その他の決定権は前者に属し、宗教団体は自治規範を制定できるだけでなく、その解釈・適用をなす権限を有するという。

そして、審判権が及ぶ場合でも「宗教上の地位を有する者の任免については、全体として独立的自律権が働くものとし、任免の効力を主張する者をして、宗教団体内部において自律的に任免がなされた事実を事実として主張せしめ、外形的にその存在が認められるときは、裁判所はその事実効として任免の効力を認めた上で然るべき裁判をすべきである」とする⁴¹。くわえて、この自律権は「公共の福祉」による制約に服するから、裁判所は「公共の福祉」違反に関する審査を行うことができるとする⁴³。

(二) この裁判所による「公共の福祉」適合性に関する審査を比較的広義に理解するのが、竹下説である⁴⁴。まず、一般的な私的団体の自律的判断の根拠を結社の自由⁴⁵に求め、それに対する審査については実体的制限と手続的制限が及ぶとする⁴⁶。そして実体的制限には公的利益保護として、公序良俗・強行法規の禁止する作為を求める処分の禁止と一般法秩序の求める作為を禁止する処分の禁止があり、私的利益保護として裁量権の範囲の逸脱禁止と処分権の濫用の禁止⁴⁷があり、手続的制限としては、自治規範の遵守、処分機関の権限、手続不備における適正手続による補充、適正な事実認定が求められるとする。そして、宗教団体内部の自律的処分の司法審査も、当事者の主張に現れた限度において、実体的・手続的制限のすべてに及ぶとともに、その範囲に限定されるとする⁴⁸。

(三) これらの学説は、宗教団体の自律権の根拠に関して違いがあるものの、自律を重視し制約を超えていなければ受容するという外形的な審査を行う点で共通すると評される⁴⁹。これに対して宗教団体の自律的判断により踏み込んで審査することを提唱する見解が提起されている。この安西説は、上記の学説が宗教団体内部で下される判断を「生み

出し支えている」手続過程を見落としているとの問題意識から、まず訴訟当事者に宗教問題の主張の提起を禁止するとともに、審査密度の高い手続審査を行うよう主張する⁵¹。その手続審査の際に自律権に基づく処分が宗教団体内部で「どのような手続きを踏んで行われたのか」「どのような手続きを尽くして行われたのか」を審査するよう求める。それはつまり、「多様な利害や価値を持つ信者達が属する団体内部で、その利害を調整するための手続が公正に行われたのかどうかを、団体内部の手続運営の経緯に踏み込んでチェックすることだというのである⁵²。

(四) 以上に紹介した学説は、順に宗教団体の自律権に対する司法審査の密度・程度が高くなるものである。そのいずれもが「宗教団体の意見をそのまま鵜呑みに」⁵³するものではなく、「尊重」の程度も広いものではない。当該自律権が信教の自由に基づくものであることを鑑みると、それに対する司法審査は可能な限り希釈されたものであることが望ましいといえよう⁵⁴。

五・近時の下級審判決の動向

既に述べたように、最高裁は、宗教団体の自律権が「手続上の準則に従って」行使されたのかという点に限って審査してきた。他方、以前から下級審判決には「手続的正義保持の観点からのみ審判権を行使するという限界を越えて本案の審理判断をする例もいくつかある⁵⁵」といわれている。そこで、平成一五年以降の下級審判決の動向を検討し、最高裁の審査との異同を観察するとともに、宗教団体の自律権に対する司法審査の現状を確認することにする(対象は第二型かつ宗教団体の自律権の効力が争われた判決に限定する)⁵⁶(次節の検討のために、下記下級審判決に番号を付す)⁵⁷。

被包括宗教法人の僧籍をもつ代表役員が、包括宗教法人の許可なくその被包括宗教法人そのものを第三者に売却しその対価を受領したため僧籍を剥奪されて代表役員を解任されたことに対して、自身への解任処分の無効確認および被包括宗教法人の代表役員の地位確認を求めた事件において、①日本山妙法寺事件判決⁵⁹は、僧籍剥奪処分は原告の請求の前提問題であり、それは被包括宗教法人の売却に対する処分であるものの宗教上の教義の解釈にわたるものではないとして、裁判所の審判権を認めた。そして宗教法人は信教の自由が保障されているので裁判所は宗教団体の自治を尊重すべきであり、その懲戒処分については、処分事実の有無、手続の適正さ、裁量権の逸脱の有無を審査すると説示した。とくに裁量判断に対する審査において、第三者への売却による被包括関係の了解なき廃止は包括宗教法人にとって組織に関わる重大な問題であり、僧籍剥奪処分や解任処分はやむを得ないとして、処分の比例性に着目する審査を行った。

②平成二二年大阪高裁判決⁶⁰は、建物明渡し処分を命じた宗教団体の管長の地位を争う事件であり、当該建物の所有者（宗教団体）には明渡しによる権利実現のため裁判を受ける権利が保障されることを前提に、当該管長及びその後任者の下で三〇年以上にわたり宗教団体は活動を行っており、その活動により形成される秩序が「宗教団体としての自治的決定内容」であるから、それに従った扱いをするのが相当であるとした。

宗教団体の自律的決定を一般的な結社のもつ自律権から承認するものの、その決定を直ちに認容するのではなく、そこに公序良俗違反や裁量権の濫用、団体内の手続違反の有無などを検討する判決もある。宗教団体の下した除名処分が団体内の手続に適っておらず、また除名事由の存否にかかる判断も不合理だとして処分の無効を信者が求めた③創価学会信者除名事件判決は、団体自治の尊重を前提にしながらも、処分権者の裁量判断における要素の取捨選択、

その要素の分析・検討、こうした検討結果を前提とした処分内容の選択などの各判断の過程に著しく不合理な点がないかを検討すべきであり、処分の基礎となる事実の認定につき事実の捏造や著しく不合理な判断方法への依拠など、経験則や論理則から到底是認することができない場合には処分を無効とすると説示したが、当該事件の請求は棄却した。⁶¹

④曹洞宗懲戒処分事件判決は、被包括宗教法人の代表役員（住職）に対して包括宗教団体が下した宗教活動に関する懲戒処分が、宗教法人に設置される法定の議決機関の議員の地位の喪失という効果を有したことから、その処分の有効性を争う事件である。当該議員の地位は法律上の地位であることを前提に、当該処分に至る手続が著しく正義に悖る場合や、処分の根拠となった重大な事実を誤認があること等により重大な事実の基礎を欠くこととなる場合、判断の過程において自律的に定めた準則の解釈が恣意的に行われた等当該処分が社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものととして無効となると説示して、当該処分の恣意性を認定して請求を認容した。⁶²

宗教団体の懲戒に関する処分について、処分事実の有無に対する厳格な審査を行う判決も少なくない。被包括宗教法人の代表役員が包括宗教法人から懲戒処分を受けたことから、すでに代表役員の地位にいないことの確認を信者団体が求めた事件である⁶³。在日大韓基督教会事件判決は、処分の当否について「適正な手続きに則ってされたか否かによつて」判断するが、処分事実に対する事実上の根拠の有無や裁量権の踰越も審査すると説示した。そして処分を受けた代表役員の行為の処分該当性を極めて詳細に検討した上で、当該処分の適法性を認定した。また、その自律的判断を尊重すべきとの宗教団体側の主張を退けて、認定事実が懲戒事案に該当するのかを審査しその該当性を否定して、

処分を受けた原告の地位確認請求を認容した⑥大神神社事件判決⁶⁴や、原告を破門に処した宗教団体の決定が適正な理由によるものではないと判断し、その処分を無効にして原告の地位各請求を認容した⑦圓満院事件判決もある⁶⁵。これらの判決には、宗教団体が認定した事実に基づく処分に対して裁判所が再検討を加えるという特徴がある。

六・検討

前述の本門寺事件判決は宗教団体の内部関係に関して、本来その自治によって決定すべき事項、殊に宗教上の教義にわたる事項に対する自治権の尊重を説示し、法布院事件判決が包括関係にある包括宗教団体が「被包括宗教法人の責任役員にふさわしいものとするかは、当該規則等に特別の定めがあるときなどを除き、包括宗教団体の自治的な決定にゆだねられている」と述べる⁶⁶とき、信教の自由に基づく宗教団体の自律権を広く尊重する理念が示されているといえる。しかし、その理念は現実の判断においてどこまで反映されているのであろうか。本節では、以上の検討を踏まえ、本案審査を行った判決が宗教団体の自律的判断をどのように取り扱っているのかを考察する。

上記のように、最高裁は宗教団体の判断に対する裁判権が認められる場合に、つねに宗教団体側の判断を尊重しているわけではなく、「手続上の準則に従って」⁶⁶ いるか否かに焦点を絞って判断を下す立場を示している。それは「裁判を受ける権利」の実現において、公平かつ中立な裁判の実施を基軸にしていることの表れとみることができよう。ところで、前節で検討した下級審判決は最高裁の立場を踏襲しているのだろうか。

最も宗教団体の立場に寄り添ったのは、宗教団体の「自治的決定」の尊重を説示した判決②である。しかしこの判

決は、長年にわたる事実の連続性からその「自治的決定」の存在を認定するものであって、宗教団体の自律的決定に時の経過を加味したものといえよう。時の経過は法的安定性に対する評価を導く要素であるものの、かかる認定は宗教団体の自律権を純粹に尊重するものとはいいがたい。⁶⁷⁾

最高裁が示唆するような、宗教団体の自律的判断の手續にのみ審査を限定した下級審判決はない。その懲戒処分を下す際にした宗教団体の事実認定を厳格に再検討する判決（判決⑤～⑦）や、処分を下す判断の過程における不合理性の有無を検討する判決（判決③④）、そして懲戒事由と懲戒処分との比例性に着目する判決①がある。いずれも宗教団体の自律権に対する裁判所の審査としては、審査密度の高いものと評価することはできよう。とくに判決⑤～⑦は、宗教団体のした懲戒事実の有無を確認するものであり、上記の「適正な事実認定」の要請に適うものといえようが、その厳格な審査は宗教団体が自律的に行った懲戒処分の「構成要件」該当性判断を再検討するものであり、宗教団体の判断の不当性を検証することに相当するものといえよう。⁶⁸⁾ このような厳格で詳細な事実認定に対する審査は、宗教団体の自律権を尊重するものと評することは難しいのではなからうか。

そして、こうした審査密度の高い手法は、憲法上高い自律性が要請される団体に対しては過重と思われる。共産党袴田事件最高裁判決⁶⁹⁾は、「政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない」ことを前提に、「政党の内部的自律権に属する行為は、法律に特別の定めのない限り尊重すべきであるから」「政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばないというべきであり、他方、右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は、当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り右規範に照

らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則つてされたか否かによつて決すべきであり、その審理も右の点に限られるものといわなければならない」と述べ、裁判所の審判権が及ぶ場合でもそれを手続審査に限定すべきことを説示する。国家に対して高い独立性が求められる弁護士会の懲戒判断に対しても、最高裁は「弁護士に対する懲戒事由に該当するかどうかについては、弁護士会の合理的な裁量にゆだねられているものと解され、弁護士会の裁量権の行使としての懲戒処分は、全く事実の基礎を欠くか、又は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超え又は裁量権を濫用してされたと認められる場合に限り、違法となるというべきである⁷⁰」と述べ、審査密度の高くない「踰越濫用審査」を適用する。株式会社の経営者の裁量判断に対しても、子会社の株式取得に関する経営判断につき最高裁は「株式の評価額のほか、取得の必要性、参加人の財務上の負担、株式の取得を円滑に進める必要性の程度等をも総合考慮して決定することができ、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである⁷¹」と説示している。このように、一般的団体の判断に対する審査方法として最高裁は高密度の審査を行っているわけではない。

そうすると、宗教団体の自律的判断に対しては、自律権の行使が宗教団体の定める手続に即したものであるのかを外形的に審査することを基本に、審査密度の高くない方法を採用すべきであつて、行政裁量審査に見られる判断代置型審査や判断過程統制といった審査密度の高い手法用いるべきではないと思われる。

おわりに

宗教団体の自律的決定に対する尊重を批判する平成四年仙台高裁判決は、宗教団体の「自律結果をそのまま肯認して、宗教団体内の異端紛争について実体判決をした場合、結局、裁判所は、宗教団体内部の対立する一方の立場を支持する結果となり、裁判所の宗教上の教義、信仰に対する不干涉、中立性を害することとなる。これは、憲法二〇条…の趣旨に悖るものである⁷²⁾という。そして第三型が自力救済をもたらすとの批判に対して「こうした自力救済及びこれによる混乱を阻止する術が全くないわけではない。宗教法人法八六条、八一条、その他刑事処罰法規などによる公序に反する自力救済の歯止め効果が期待される。そして、そもそも政教一致の弊害に対する反省に立って裁判所の宗教的中立性を保持することは憲法が強く要請するところである。裁判所は、宗教的紛争の一方当事者に肩入れするような結果をもたらしてはならない。こうした紛争の解決は、当該宗教団体内部における知性ある宗教家らの公序に悖らぬ方法による自治的解決に期待すべきものである。そうすることによってこそ、民衆や多くの信者の宗教的信頼を得ることができると考えられる⁷³⁾」というのである。

この見解は、裁判所が宗教法人の自律的判断を追認することは宗教的中立性に違反するとの立場から、そうした追認を避けるために問題を裁判所外に置くことは「英知」であるとの理解を反映するものといえよう。しかし、この「英知」は国民の「裁判を受ける権利」の犠牲の上に求められるものではあるまい。宗教団体の自律権の「尊重」は憲法上の要請と考えられるので、裁判所はその調整をしなければならぬ。最高裁の示す調整は、自律権行使を手続面から審査するに限定するものであった。これに対して、下級審は審査密度が高い審査方法を採用している。宗教団

体の自律権に対する審査は「手続上の準則に従って」いるのかを判断することを基本に、その「尊重」を図るのが望ましいといえよう。

- (1) 高橋宏志「審判権の限界」伊藤眞ほか編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、二〇〇九年) 一八頁。
- (2) 例えば、伊藤眞『民事訴訟法〔6版〕』(有斐閣、二〇一八年) 一七六一―七七頁、新堂幸司『新民事訴訟法〔6版〕』(弘文堂、二〇一九年) 二五一―二五二頁、川嶋四郎『民事訴訟法概説〔3版〕』(弘文堂、二〇一九年) 四一―四四頁参照。
- (3) 前掲註(2)の論考、後掲註(32)、(35)、(36)の少数意見参照。
- (4) 安西明子『民事訴訟における争点形成』(有斐閣、二〇一六年) 二二二頁以下。
- (5) この点につき、佐藤幸治「現代国家と宗教団体」佐藤幸治・木下毅編『現代国家と宗教団体』(岩波書店、一九九二年) 三七頁は、信仰は本来的な結社性を帯びることを指摘する。松浦馨「宗教団体の自律的結果承認の法理」三ヶ月章先生古稀祝賀『民事手続法学の革新(中)』(有斐閣、一九九一年) 五六頁も、宗教団体の最大の価値の一つに「信仰の連帯性」を挙げる。
- (6) 憲法学説の多くは、宗教団体結成の自由を信教の自由の一つと理解している。宮沢俊義『憲法Ⅱ〔新版〕』(有斐閣、一九七四年) 三三三頁、佐藤功『ポケット注解全書 憲法(上)』〔新版〕(有斐閣、一九八三年) 三〇二頁、芦部信喜『憲法学Ⅲ〔増補版〕(有斐閣、二〇〇〇年) 一二五―一二六頁、奥平康弘『憲法Ⅲ』(有斐閣・一九九三年) 一七〇頁、佐藤幸治『日本国憲法論〔2版〕』(成文堂、二〇二〇年) 二五四頁、樋口陽一『憲法〔4版〕』(勁草書房、二〇二二年) 二二二頁ほか多数。
- (7) See *Our Lady of Guadalupe School v. Morrissey-Berru*, 140 S. Ct. 2049, 2060 (2020). 高畑英一郎「宗教条項の原意を探る」アメリカ法二〇二〇―二二(二〇二二年) 二五八―二五九頁も参照。
- (8) 最一判昭和五五・四・一〇判時九七三号八七頁。
- (9) 中野貞一郎『民事訴訟の論点Ⅰ』(判例タイムズ社、一九九四年) 九頁は、宗教団体に対する裁判所の審判権の問題が、

「紛争当事者の『裁判の受ける権利』と『信教の自由』その他の憲法価値の衡量・調整」の問題であることを指摘する。

- (10) 坂原正夫「判批」法学研究六六卷四号（一九九三年）一四五頁。伊藤眞「判批」民事訴訟法判例百選〔5版〕（有斐閣二〇一五年）七頁も参照。この三分類を区分する手法として、二段審理モデルが提唱されている。新堂幸司「審判権の限界」新堂幸司編『講座民事訴訟②訴えの提起』（弘文堂、一九八四年）一〇一―一二頁参照。

- (11) 坂原・前掲註(10)一四五頁。

- (12) 最一判昭和四四・七・一〇民集二三卷八号一四二八―一四二九頁。

- (13) 最三判昭和五五・一・一一民集三四卷一号一頁。

- (14) 最一判平成四・一・二三民集四六卷一号一頁。

- (15) 坂原・前掲註(10)一四五頁。

これにつき、住職の地位は確認の対象にはならない事項であるのに、どうして前提問題としてなら判断してよいのかという「根本的な疑問」が提起されているが（渡辺康行ほか『憲法Ⅱ』（日本評論社、二〇二〇年）三一―一頁〔渡辺康行〕）、これに対しては、住職の地位の存否を訴訟として直接に判断することと、請求の当否の前提問題としてのみこれを判断する場合とは、自律権に対する介入の程度にかなりの差があることを前提に、「一方では、裁判による市民法的秩序の確立の要請…に答えつつ、他方では、団体の自治への介入を最小限度に止めるという、妥当な実践的選択を評価できる」（新堂・前掲註(10)二〇―二二頁）という応答がある。

- (16) 最三判昭和五五・一・一一民集三四卷一号一頁。

- (17) 最一判昭和五五・四・一〇判時九七三号八五頁。

- (18) 最三判平成一〇・三・一〇判時一六八三号九五頁。

- (19) 最二判平成一二・一・三一判時一七〇八号九四頁。

- (20) 最一判平成一二・九・七民集五四卷七号二三四九頁。

- (21) 最三判平成七・七・一八民集四九卷七号二七一七頁。

- (22) 坂原・前掲註(10)一四五頁。
- (23) 最三判昭和五六・四・七民集三五卷三号四四三頁。
- (24) 最二判平成一・九・八民集四三卷八号八八九頁。
- (25) 白蓮院事件判決(最三判平成五・七・二〇判時一五〇三号三頁)、日蓮正宗管長事件判決(最三判平成五・九・七民集四七卷七号四六六七頁)、妙真寺事件判決(最二判平成五・九・一〇判時一五〇三号一八頁)、日蓮正宗小田原教会事件判決(最二判平成五・一一・二五判時一五〇三号一八頁)、仏世寺事件判決(最三判平成一一・九・二八判時一六八九号七八頁)、常説寺事件判決(最三判平成一四・一・二九判時一七七九号二八頁)、大経寺事件判決(最二判平成一四・二・二二判時一七七九号二二頁)、玉龍寺事件判決(最三判平成二二・九・一五判時二〇五八号六二頁)。
- (26) 八木一洋「判解」最判解民事篇平成一二年度(下)(二〇〇三年)八〇六一八〇八頁注一〇参照。
- (27) 最三判昭和五五・一・一一民集三四卷一号一頁。
- (28) 種徳寺事件判決では、建物明渡し請求という具体的な権利義務関係の請求の前提として住職の地位の確認を審判できるとするのに対して、本門寺事件判決では、本山との包括関係の維持を巡り檀徒が推す者が住職の地位の確認を求めるものであって、そこに当該地位確認を前提とする具体的な権利義務関係の請求はない。
- (29) 最一判昭和五五・四・一〇判時九七三三号八五頁。
- (30) 最二判平成一・九・八民集四三卷八号八八九頁。
- (31) 最一判平成一二・九・七民集五四卷七号二三四九頁。
- (32) 最一判平成五・一一・二五判時一五〇三号一八頁。
- (33) 最三判昭和六三・一一・二〇判時一三〇七号一一三頁。
- (34) 八木・前掲註(26)八二一―八二三頁注一四参照。
- (35) 最三判平成一一・九・二八判時一六八九号七八頁。
- (36) 審査のあり様に触れることなく、宗教団体の判断の尊重を本案判決のために主張する個別意見として、白蓮院事件判決

- (最三判平成五・七・二〇判時一五〇三三三頁) 佐藤庄市郎・大野正男裁判官反対意見、大経寺事件判決(最二判平成一四・二・二二判時一七七九号二二頁) 河合伸一裁判官反対意見および亀山継夫裁判官反対意見がある。
- (37) 八木・前掲註(26)七九二頁。同前八一二頁注八も参照。
- (38) この点、アメリカの裁判所は「聖職者」の人事に関する宗教団体の決定に「敬讓」を示す「聖職者例外」法理を採用してゐる。See Hosanna-Tabor Evangelical Lutheran Church and Sch. v. EEOC, 565 U.S. 171 (2012); Our Lady of Guadalupe School, *supra* note 7. 「聖職者例外」法理についての主な邦語文献として、福嶋敏明「『聖職者例外』法理とアメリカ連邦最高法院(1)(2・完)」神戸学院法学四二巻三・四号(二〇一三年)三六五頁、四三巻三三三号(二〇一四年)一五三頁、山口智『信仰と法規制』(神戸市外国語大学外国語研究所、二〇一五年)一四五頁以下、高畑英一郎「アメリカにおける教会自治権について」宗教法三九号(二〇二〇年)一三七頁がある。Hosanna-Tabor 判決が、信教の自由および政教分離原則から裁判所に要請される教義判断の禁止原理と裁判所の管轄権の問題とを切り離して考えるべきと説示する点につき、田中謙太「宗教団体の内部紛争と司法権」同志社法学六八巻八号(二〇一七年)一三七―一三八頁参照。
- (39) 松浦馨「民事訴訟による司法審査の限界」竜寄喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』(有斐閣出版サービス、一九八八年)一六頁、三六頁。新堂幸司「宗教団体内部の紛争と裁判所の審判権」新堂幸司編著『特別講義 民事訴訟法』(有斐閣、一九八八年)一八七頁、新堂・前掲註(10)二二―二四頁、新堂・前掲註(2)二五一頁、高橋宏志『重点講義 民事訴訟法(上)』[2版補訂版]』(有斐閣、二〇一三年)三四〇頁も参照。
- (40) 松浦・前掲註(5)五頁は、国家から認められる自治と一般の私法上の団体のもつ自律権を同一視する。
- (41) 松浦・前掲註(39)三六頁。もちろんその任免行為が公共の福祉や公序良俗などにはするときは、裁判所は無効を宣言する。同前。
- (42) 同前一六頁。「公共の福祉」とは、宗教上の行為と世俗的権利とを実質的に調整する手段の意味であり、人権衝突の調整原理と類似するのという(松浦・前掲註(5)一四頁)。なお、高橋和之『体系 憲法訴訟』(岩波書店、二〇一七年)八〇頁註六六も参照。

(43) 松浦・前掲註(5)一三一―一五頁。宗教上の行為が世俗的領域に「はみ出す」限りで「公共の福祉」違反を審理するとする。同前一三頁。

高橋・前掲註(39)三四〇頁は、手続的瑕疵の有無の審査を強調する。

(44) 竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」書研所報三六号(一九九〇年)二二―二九頁、同「判批」民商法雑誌一〇二卷三号(一九九〇年)三五七―三五八頁。中野貞一郎『民事訴訟法の論点Ⅱ』(判例タイムズ社、二〇〇一年)三三三頁も参照。

(45) 結社の自由と私的団体の自律権に関しては、佐藤幸治『憲法訴訟と司法権』(日本評論社、一九八四年)九九―一〇〇頁参照。部分社会論と結社の自由については、同前七八頁、高橋和之『立憲主義と日本国憲法〔5版〕』(有斐閣、二〇二〇年)四三七頁参照。

(46) 佐藤・前掲註(45)七九―八一頁、佐藤幸治『現代国家と司法権』(有斐閣、一九八八年)一七九―一八〇頁も参照。

(47) ここでは行政訴訟法三〇条をもとに、私的団体の自律的処分と行政庁の自由裁量処分との類似性を挙げる。竹下・前掲註(44)書研所報二四頁。

(48) 竹下・前掲註(44)民商三五九頁。任意団体の自律権につき、除名処分を中心に実例を検討したものに、井上武史『結社の自由の法理』(信山社、二〇一四年)二九四―二九七頁がある。

(49) 安西・前掲註(4)七四―七五頁。

(50) 同前二四頁。

(51) 同前三三―三五頁。同前七六頁も参照。

(52) 同前三五頁。これは「手続」審査というものの、自律権に基づく判断が下されるまでの過程(「手続過程」)を詳細に検討しようとするものであり、その過程において利害調整といった点を考慮に入れて検討したのか(考慮不尽の有無)などを審査するものと思われる。そうであるならば、行政裁量に対する司法審査の一手法である判断過程審査と近似するものとみることはできまいか。行政裁量に対する判断過程審査については、宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔7版〕』(有斐閣、二〇二〇年)

三五八一三六〇頁参照。

(53) 坂原正夫「判批」法学研究六七卷一〇号 (一九九四年) 九七頁。

(54) 佐藤・前掲註(5)四一頁。

(55) 高橋宏志「判批」リマークス一号 (一九九〇年) 二〇六頁。

(56) 日蓮正宗に関する「第二次訴訟」(井上治典『民事手続の実践と理論』(信山社、二〇〇三年) 七〇―七二頁参照)の最高裁判決が終結した後の時点を想定している。

(57) 第一型に関する事件として、宗教団体から懲戒解雇・除籍された者が信者としての地位確認と労働契約上の権利の確認と未払賃金の支払いなどを請求した事件において、信者としての地位確認を求める訴えは宗教上の争いであり、懲戒事に対する判断も宗教的判断を避けることができないから訴えを却下した神靈教事件判決(東京地判平成一六・三・一九 WestlawJapan: 2004WLJPCA03190002)がある。また、宗教上の地位確認に対する司法不介入の法理を確認する順正寺事件判決(東京地判平成二六・一一・四 LEX/DB: 25523213)もある。これは、宗教団体の信者が被告はその僧侶ではないことの確認を求めた事件であるが、東京地裁は当該宗教団体の規則に基づき僧侶は独立に宗教団体の財産的活動を行う権限を有しない宗教上の地位にすぎないと認定し、確認の対象となるべき適格を欠くものと判示した。

第三型の事件として訴え却下した判決には、以下のものがある。寺院名称の変更を求めた原告に対して被告が原告代表者には代表権限がないと主張した事件において、平成二二年東京地裁判決(東京地判平成二一・一二・一八判タ一三三二二号二五九頁)は、原告代表者が代表役員の地位にあるか否かの判断には、原告の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが避けられないのであり、代表役員の地位の存否について審理することができないから訴えを却下した。また、被包括宗教法人の代表役員(住職)が包括宗教団体の下した宗教活動に関する懲戒処分無効を求める訴えを、具体的な権利又は法律関係に関する紛争に該当しないと判断した曹洞宗懲戒処分事件判決(東京地判平成二九・一一・一六 LEX/DB: 25550926)もある。この判決は、当該処分が後の法律上の地位の喪失の根拠になるとしても、宗教団体内部における宗教上の地位に制限を加えるものとどまる限りは法律上の争訟に当たらないとした。

(58) したがって、僧侶や禰宜の労働者該当性および労働関係法令の適用など「世俗的権利関係の当否」(山本和彦『民事訴訟法の基本問題』(判例タイムズ社、二〇〇二年) 四八頁) に関わる事件は扱わない。聖職者の労働者該当性に関しては、昭和二十七年二月五日基発四九号労働省労働基準局長通達「宗教法人又は宗教団体の事業又は事務所に対する労働基準法の適用について」参照。判決としては、妙應寺事件判決(東京地判平成二二・三・二九労働判例一〇〇八号二二頁)、統一教会福岡事件判決(福岡高判平成二七・三・三一 WestlawJapan: 2015WLJPCA03316001)、住吉神社事件判決(福岡地判平成二七・一一・一一判時三三二二号一一四頁)、宇佐神宮事件判決(大分地中津支判平成三〇・一一・一三 LEX/DB: 25549552)がある。

他に本案審理をした判決には次のものがある。出家会員の地位の確認訴訟に関する平成三〇年東京地裁判決(東京地判平成三〇・四・一八 LEX/DB: 25553337)は、出家会員の地位は宗教上の地位であるものの、宗教上の教義の解釈にわたらない限り裁判所の審判権は認められるとして、出家会員は出家に当たって財産を全て原告にお布施として寄付し宗教団体にほぼ全面的に依存した環境からその地位の喪失は出家会員の日常生活及び生存に重大な影響を与え、また宗教団体の処分には手続上の瑕疵があると認め請求を容認した。

裁判所は当事者の主張に宗教問題が提起されていないときは法律上の争訟の問題を検討することなく当然に本案判決を行っており、建物等の明渡し請求事件(福岡八幡宮明渡し請求事件判決(東京地判平成二六・七・一五 LEX/DB: 25520618))や、宗教法人の代表役員・責任役員の地位確認訴訟(東京地判平成一九・七・二五 WestlawJapan: 2007WLJPCA07258026、東京地判平成二〇・一一・二〇 WestlawJapan: 2008WLJPCA02208001、真彰会事件判決(東京地判平成二七・八・三一 LEX/DB: 25532114)、東郷神社事件判決(東京地判平成二〇・七・二二 LEX/DB: 25556555))においてそれを確認する必要がある。また、被告宗教団体の下した懲戒解雇処分が無効であるとして地位確認と未払賃金請求および勤務期間中のパワーハラスメントに対する損害賠償を求めた事件において、法律上の争訟の問題や神職見習い職員であった原告の労働者該当性を検討することなくその請求に理由がないとして請求を棄却した福岡八幡宮解雇事件判決(東京地判平成二五・四・一七 LEX/DB: 25500696)もある。第一型に属するとみられる事件でも、当事者の主張に宗教問題が提起されていないときは本案審査を行う

ている。教会の教会担当教師(牧師)であった原告が当該教会の包括宗教団体により巡回教師に任命されることで教会担当教師の地位から除外されたことの無効を主張し、教会担当教師の地位の確認を求めた事件で、大阪地裁は、このような宗教上の地位に関する任免に関して、それが団体内の手続に即して行われたものであるか、さらには当該任命が懲戒処分該当するのかを判断して請求を棄却した(フリーメソジスト岩出キリスト教会事件判決(大阪地判平成一九・七・二六 LEX/DB: 25546755))。

- (59) 東京地判平成一八・一〇・一二判時一九六六号六三頁。
 - (60) 大阪高判平成二二・一・二八判タ一二三四号二四五頁。
 - (61) 東京地判平成二八・一〇・二七 LEX/DB: 25537993。
 - (62) 東京地判平成二九・一一・一六 LEX/DB: 25550926。
 - (63) 東京地判平成三〇・七・一九 LEX/DB: 25556558。
 - (64) 奈良地判令和一・九・一一 LEX/DB: 25564119。
 - (65) 大津地判令和一・一〇・三判一三三二号八七頁。
 - (66) 竹下・前掲註(44)民商三五九頁は、「団体がその内部秩序を乱す構成員を懲戒処分付し、その統制を維持しうることは、自律権の本質的内容に属する」という。川嶋四郎『一切の法律上の争訟』(裁判所法三条一項)についての覚書」同志社法学六七卷三号(二〇一五年)三五頁も参照。
 - (67) 垣内秀介「判批」判タ一三六一号(二〇二二年)四〇頁、安西・前掲註(4)六一頁参照。
 - (68) したがって、行政裁量統制における判断代置型審査に該当するといえようか。宇賀・前掲註(52)三五九頁参照。
- もつとも、前掲判決③(前掲註(61))は裁判所が自ら処分権者と同一の立場に立つて処分の基礎となる事実の有無を認定し、その認定判断を前提としていかなる処分を選択することが相当であるかを判断した上で、その結果と実際にされた処分を比較する方法により処分の有効性を判断することは相当ではないと説示しており、宗教団体のした事実認定や具体的処分の選択について裁判所が判断代置型審査を行うことの不当性を論じている。

- (69) 最三判昭和六三・一二・二〇判時一三〇七号一一三頁。
- (70) 最一判平成一八・九・一四判時一九五一号三九頁。
- (71) 最一判平成二二・七・一五判時二〇九一号九〇頁。
- (72) 仙台高判平成四・四・二三判タ七九八号一三〇頁。
- (73) 同前一三〇一―一三二頁。

(後記) 故喜多義人教授には生前公私にわたり大変お世話になりました。謹んでここにご冥福をお祈りいたします。

